

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に 基づく検証結果(光サービス卸)

令和6年12月24日

事 務 局

- 本研究会での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からN T T東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、N T T東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

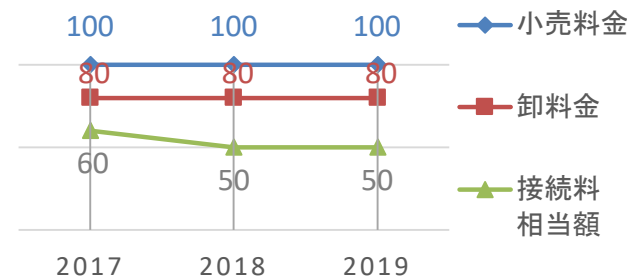
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要なとなる営業費は含まれない。

- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



(参考)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証スキームの概要

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②-1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保
手法：適正原価＋適正利潤 $\geq$ 卸料金 となっているかを検証

代替性
なし

総務省による
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

☞「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

検証ステップ②-2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保
手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

代替性
不十分

総務省による
妥当性評価 なし

☞「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

- 「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本において差分の妥当性を**自ら検証**。
- 差分において回収しようとしている費用項目について、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、**①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差分を比較し、NTT東日本、西日本はそれぞれ妥当であると自己評価**。

NTT東日本・西日本（以下「NTT東」及び「NTT西」という。）による自己評価の概要

- 令和5年度の**卸料金と接続料相当額との差額**は、**NTT東で** 円、**NTT西で** 円と、**卸料金に対して概ねNTT東で4割弱、NTT西で3割強程度**。
 - 令和5年度における卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金の値下げや接続料相当額の上昇により縮小。令和6年度においても接続料の上昇によりさらに縮小する見通し。
 - 光サービス卸の**卸料金で回収するコスト**としては、1ユーザあたりの接続料相当額に加え、主に**① 光サービス卸の運営に係るコスト**及び**② 卸先事業者の支援に係るコスト**がある（それぞれの**具体的な費用項目は4ページ**参照。）。
- 令和5年度の①と②の合計の**概算額※**は、**NTT東で** 円、**NTT西で** 円。※指定電気通信役務損益明細表におけるFTTHアクセスサービスの営業費用を基に推計
- 上記の**卸料金と接続料相当額との差額**は、①②のコストに加え、5ページ以降に記載する5つの観点も踏まえ、**妥当なもの**と考える。

NTT東

b) 卸料金 (円)

NTT西

b) 卸料金 (円)

(参考) 「接続料相当額」の内訳(フレッツ光ネクスト・戸建の場合)

NTT東

NTT西

回線管理
運営費

屋内配線

光分岐
箱末回線

光主箱末
回線

局内
スプリッタ
4分岐

光信号
伝送装置

NGN

回線終端
装置

その他の
設備

■平成29年度 ■平成30年度 ■平成31年度 ■令和2年度 ■令和3年度 ■令和4年度 ■令和5年度 ■令和6年度

回線管理
運営費

屋内配線

光分岐
箱末回線

光主箱末
回線

局内
スプリッタ
4分岐

光信号
伝送装置

NGN

回線終端
装置

その他の
設備

■平成29年度 ■平成30年度 ■平成31年度 ■令和2年度^{分岐} ■令和3年度 ■令和4年度 ■令和5年度 ■令和6年度

N T T 東日本・西日本による自己評価の概要

①光サービス卸の運営に係るコスト

(1) 注文受付(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 注文内容の修正対応(卸先事業者へ個別連絡) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者のシステムトラブル発生時における、罹障範囲の確認及び復旧対応

(2) 契約管理(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 契約情報の管理(契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オーダ履歴等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者の契約情報の変更(契約者名、設置場所等)、契約書の標準化・契約変更等に伴う事業者個別の進捗管理・状況把握・報告、卸先事業者の更なるリモートワーク推進に向けた電子契約(クラウドサイン)の利用促進、各種問い合わせ対応等 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時における減免対象ユーザ等の特定・管理または解除 等

(3) 料金請求(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 未納・支払遅延の卸先事業者への対応(督促、分割等)
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者が被災した際の減免処理、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとした有事の際の支払期限延長等の対応 等

(4) 問合せ対応(主に人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者向けサポートセンタの運営(ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】 本人へのなりすましへの対処(お客様からの契約内容確認→当社(N T T 東日本・西日本)フレッツ光への戻し対応)、新型コロナウイルス感染症拡大による卸先事業者の問い合わせへの対応

(5) 開発・企画(主に人件費)

- 【定常業務】 新たなサービス卸の検討(フレッツ光クロス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー、フレッツ光クロス集合住宅向けの提供開始、フレッツ光ライトプラスの提供終了に向けたマイグレーション施策の検討、N D A 契約締結に向けた団体協議の実施等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

(1) 卸先事業者向け支援(主に人件費)

- 【定常業務】 面的な地場の卸先事業者のビジネス支援(トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの雛形提供等) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

(2) 奨励金(光サービス・付加サービス)

光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売、フレッツ光ライトプラスからの品目変更に対して奨励金を設定 等

(3) 割引(工事費)

光サービスの移転工事費 ☐ コロナ禍におけるリモートワーク推進に向けた集合住宅におけるVDSL・LAN配線方式から光配線方式への移行工事費 ☐ 施策の継続(N T T 東のみ)、フレッツ光クロスの初期工事費 ☐ 施策の継続(N T T 西のみ)、フレッツ光ライト・フレッツ光ライトプラスからの移行工事費 ☐ 施策の継続、光回線の申込キャンセル抑止に向けた新たな支援金の設定(N T T 西のみ) 等

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

(○ 上記の**卸料金と接続料相当額との差額は**、①②のコストに加え、以下の5つの観点も踏まえ、**妥当なもの**と考える。)

1. 新たなサービス開発や設備増強に係る投資への対応

- IoTの活用等通信の利用形態・用途の多様化やモバイルのオフロードの進展等によるインターネットトラフィックの増加傾向の継続（直近3年間で年2割程度の伸び）を背景に、料金の低廉化だけでなく通信品質の向上を求める声が高まる中、都市部を中心に競合事業者が大容量・高速サービスを開始したことを踏まえ、フレッツ光クロスの提供を開始したように、今後もこうした市場環境、競争状況の変化に対応する必要があること

2. サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応

- これまでも光サービス卸の提供開始にあたり、新たなスキームとなるフレッツ光からの「転用」の実現を含めた光サービス卸提供のための基盤システムの開発や、サービス提供開始後にも「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充（2018年度）」、「『事業者変更』の導入によるシステムの大規模改修（2019年度）」、「契約書の標準化・片務的条項の改正・契約変更に向けた全事業者への個別対応等（2020年度）」、「事業者要望に基づく注文受付システムの機能改善（2021年度・2022年度・2023年度）」等、累次の開発等の対応を行っており、今後も継続的にこういった対応が必要であること
- 直近では、「卸先事業者からの要望をカウント、結果をフィードバックする仕組み」によって受付を行った200件超の要望について、検討やシステム改修等の対応を行っていること（2022年10月～2024年3月までに受付を行った224件の要望の内、対応が完了したもの^(※)は129件、一部対応が完了したものは74件）

3. 今後の事業者要望や設備老朽化等への対応

- 今後も、既存の卸先事業者からの様々な事業者の運営コスト低減にも繋がるような要望への対応・支援、卸先事業者の増加に伴う事業の立ち上げ期における導入サポート業務、東西間の運用差分の解消、これまでの「事業者変更」や2025年2月に運用開始予定の「コラボ光ー接続事業者間の引込線転用（光回線再利用）」のように新たなスキームの導入等に取り組んでいくこと、また、設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資等を踏まえる必要があること（当年度の接続料相当額には、今後の設備投資に係るコストは反映されていない。）

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

(○ 上記の**卸料金と接続料相当額との差額は**、①②のコストに加え、以下の5つの観点を踏まえ、**妥当なもの**と考える。)

4. 今後における需要やコストの見通し

- 次の点を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでの1回線あたりコストの低減は見込めず、現に2023年度及び2024年度の加入光ファイバの接続料は前年度と比べ上昇していること

- ✓ コロナ禍における光サービスの特需の一巡や、5G対応ホームルーター等の家庭用ブロードバンドアクセスサービスの多様化等の影響により、今後の光の需要動向はより一層厳しいと想定されること

(参考) 直近の(NTT東日本・西日本における)光サービスの純増数の推移

光純増数(万回線)	2020年度上期	2021年度上期	2022年度上期	2023年度上期	2024年度上期
NTT東日本	+28.1	+30.6	+11.9	▲0.2	+1.5
NTT西日本	+20.6	+16.3	+9.7	▲0.2	+0.3

※ひかり電話ネクストを除くNTT東日本・西日本の光サービスの純増数

- ✓ 経済・社会情勢の変化による人件費や原材料費、燃料費の高騰

(参考) 従業員の給与水準、企業物価指数、電気料の推移(2020年度を100とした場合の指数)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
従業員の給与水準(※1)	100	102	104	108	113
企業物価指数(※2)	100	103	114	120	122
電気料(※3)	100	115	176	150	166

※1 日本労働組合総連合会が公表する平均賃金方式での賃金改定状況(2020年度を100とした場合の指数で表記)

※2 日本銀行が公表する2020年度基準の企業物価指数(2020年度を100とした場合の指数で表記、2021年度以降は4月時点)

※3 NTT東西における電気料の推移(2020年度を100とした場合の指数で表記、2024年度は見込み)

- ✓ 2019年度及び2023年度において光ケーブルの耐用年数を見直し、後年度に費用を先送りしたことで、今後減価償却費が増加する見通しであること
- ✓ メタル回線も含めた固定通信市場全体の需要縮小により、電柱・土木設備などメタル回線と共有する設備の1回線あたり負担額が上昇する見通しであること

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

(○ 上記の**卸料金と接続料相当額との差額**は、①②のコストに加え、以下の5つの観点を踏まえ、**妥当なもの**と考える。)

5. 光サービス卸のビジネスモデル

- ・ 光サービス卸は、次の考え方を前提としたビジネスモデルとなっているため、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではないこと
 - ✓ 自ら設備を設置する卸元事業者（NTT東日本・西日本）は、サービス提供開始当初から将来の需要を見越した設備等への投資を行い、中長期の需要でその投資が回収可能となること
 - ✓ 現在および今後の需要動向や市場環境等の変化に対応するため、初期投資を回収していない段階においても断続的に追加投資が発生すること（光サービス卸による提供形態は、需要の多寡にかかわらず一定の利益率が確保可能なビジネスモデルであり、初期の設備投資リスクを伴う自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある。）

N T T 東日本・西日本による自己評価の概要

- 今後も、Society5.0等の実現に向けては、遠隔医療や遠隔教育といった社会基盤やIoT・AI等を活用した産業基盤を築いていくことが必要であり、そのため、個々の要望に応じたサービスメニューの提供(※)により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。

(※) 例えば、アプリケーション用のサーバからIoT端末まで運営サポートとセットで提供することでIoTを推進する卸先事業者の支援等を検討

- 卸料金の水準についても、卸提供開始から2022年度までに複数回にわたり自主的に値下げを実施している。さらに、現に2023年度及び2024年度において加入光ファイバの接続料が上昇しているように、これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではあるが、卸先事業者とともに純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため、2023年9月に更なる卸料金値下げを実施。
- 卸料金水準の妥当性について、卸先事業者にご理解をいただくため、従前からの協議での説明に加えて、直近1年間において次の対応を行っており、今後も丁寧な説明等を行っていく考え。(直近1年間(2023年12月1日～2024年11月30日)の事業者団体との協議回数は計23回(運用改善に係る協議、事務局との事前協議を含む))

- ✓ 卸料金の透明性向上の観点から、事業者団体との協議において以下の情報を開示し、卸料金設定の考え方や卸料金と卸料金原価の関係性等について丁寧な説明を実施。

＜具体的な開示内容＞

- ・卸料金の設定に勘案している原価要素の一例
 - ・原価要素の一例として示した指数と卸料金原価の関係
 - ・モデル収容数におけるアクセス回線接続料の推移
 - ・接続料相当額指数の見通しについて
 - ・接続料相当額指数に含まれる主な接続機能の接続料
- ✓ 一部の卸先事業者から東西別の料金設定を望む意見があったことや、本研究会・第八次報告書の考え方「どの程度の卸先事業者が東西別の料金設定を要望しているか等について卸先事業者に対して確認し、その内容を踏まえて検討・判断することが適当」を踏まえ、今後の料金設定の参考とするため、光サービス卸の料金設定に関して東西同一料金、東西別料金のいずれを望ましいと考えるかについて、全ての卸先事業者を対象にアンケート調査を実施し、調査結果を事業者間協議で報告。

- 「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金に反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証。
- 卸料金については、今回の検証対象である令和5年度までに複数回にわたり値下げを実施しており、また、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、**令和3年度～令和5年度におけるコストの変動と卸料金の関係はNTT東、NTT西それぞれ妥当と自己評価。**
- また、今般の時系列検証の対象期間以外も含めた値であるが、**令和5年度末までに戸建住宅向けで累計▲ 円、集合住宅向けで累計▲ 円、10Gb/sメニュー（クロス）で累計▲ 円の値下げを実施し、令和5年度末までの卸料金の累計値下げ額は東日本・西日本総計で▲ 億円規模（NTT東：▲ 億円、NTT西：▲ 億円）**である旨が報告された。
- そのほか、今般の時系列検証の対象期間ではないが、「これまでのようなトレンドでのコスト低減は見込めない中ではありますが、光コラボレーション事業者とともに純増が低迷する光市場の需要を改めて喚起するため」、令和5年9月に**戸建住宅向けで▲ 円の値下げを実施**したことが報告された（なお、本件検証と合わせてNTT東日本・西日本より令和6年度以降の接続料相当額の試算等のほか、同試算の結果について特定卸電気通信役務に関する接続料相当額指数として卸先事業者等の団体に自主的に開示する旨、補足説明があった。同試算についても合わせて次ページ以降において参考として記載している。）。

NTT東日本・西日本による自己評価の概要

- 卸料金は、NTT東日本・西日本ともに光サービス卸開始以降、今回の検証対象である令和3年度から令和5年度までに、**戸建を▲ 円（令和3年7月に▲ 円）、集合を▲ 円、クロスを▲ 円（令和4年9月に▲ 円）値下げ**している。
- **1ユーザあたりの接続料相当額**と卸料金の関係は、下表のとおり（「増減額」及び「増減率」は令和3年度から令和5年度までの増減額及び増減率）。

NTT東

		R3	R4	R5	増減額	増減率
戸建	1ユーザあたり接続料相当額					+1%
	卸料金					▲5%
集合	1ユーザあたり接続料相当額					+1%
	卸料金					▲2%

NTT西

		R3	R4	R5	増減額	増減率
戸建	1ユーザあたり接続料相当額					+2%
	卸料金					▲5%
集合	1ユーザあたり接続料相当額					+2%
	卸料金					▲2%

（「戸建」は戸建住宅向けメニュー（フレッツ光ネクスト ファミリータイプの卸）、「集合」は集合住宅向けメニュー（フレッツ光ネクスト マンションタイプの卸の各方式・プランの加重平均））

※R3～R5の3年間における卸料金の改定状況を示すため、R3は期首の卸料金、R4は期末の卸料金、R5は期末の卸料金を記載

- 戸建と集合住宅の加重平均により算定した接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、令和3年度から令和5年度までの変化としては、NTT東では、接続料相当額が□□円上昇、卸料金は□□円減少、NTT西では、接続料相当額が□□円上昇、卸料金は□□円減少している状況。

【NTT東 全体平均 (※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT東)
- 卸料金 (NTT東)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

【NTT西 全体平均 (※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT西)
- 卸料金 (NTT西)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

※ 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均」、「フレッツ 光ライト ファミリータイプ」及び「フレッツ 光クロス ファミリータイプ」の加重平均。なお、フレッツ 光クロス マンションタイプについては、卸提供を開始した令和4年度より追加。

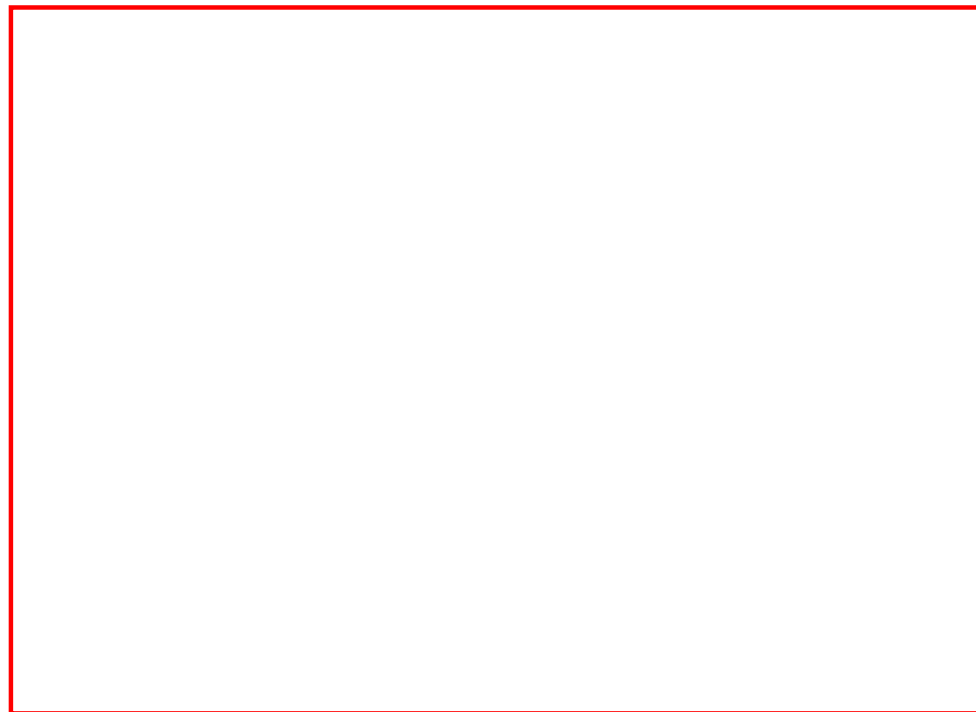
(注1) 小売料金の平成29年度～令和5年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和6年度から令和7年度については参考として令和5年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和5年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和6年度から令和7年度については参考として令和5年度の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。令和6年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。令和7年度については、加入光ファイバはNTT東西が認可申請予定の令和7年度における料金と接続料算定上の予測収容数を基に算定し、その他の設備は令和6年度料金を横置きした上で、接続料算定上の予測収容率を基に算定した試算値。

- 戸建における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、令和3年度から令和5年度までの変化としては、NTT東では、接続料相当額が□円上昇、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額が□円上昇、卸料金は□円減少している状況。
- なお、令和5年度から（会計整理前のため参考値として示された）令和6年度までの変動については、NTT東で接続料相当額は□円上昇、NTT西で接続料相当額は□円上昇となっている。

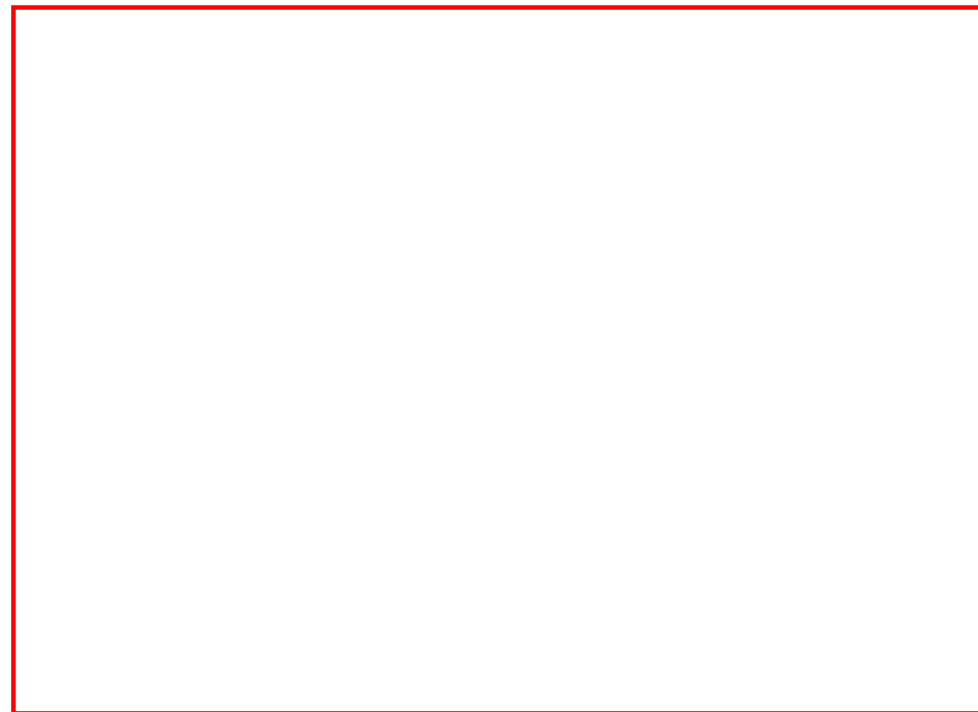
【NTT東 戸建 (※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT東)
- 卸料金 (NTT東)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

【NTT西 戸建 (※)】



平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

- 小売料金 (NTT西)
- 卸料金 (NTT西)
- 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

※ フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ。

(注1) 小売料金の平成29年度～令和5年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和6年度から令和7年度については参考として令和5年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和5年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和6年度から令和7年度については参考として令和5年度の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。令和6年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。令和7年度については、加入光ファイバはNTT東西が認可申請予定の令和7年度における料金と接続料算定上の予測収容数を基に算定し、その他の設備は令和6年度料金を横置きした上で、接続料算定上の予測収容率を基に算定した試算値。

- **集合**における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、令和3年度から令和5年度までの変化としては、NTT東では、接続料相当額が□円上昇、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額が□円上昇、卸料金は□円減少の状況。

【NTT東 集合 (※)】

【NTT西 集合 (※)】

平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

● 小売料金 (NTT東)
● 卸料金 (NTT東)
● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度

● 小売料金 (NTT西)
● 卸料金 (NTT西)
● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

※ フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

(注1) 小売料金の平成29年度～令和5年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和6年度から令和7年度については参考として令和5年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和5年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和6年度から令和7年度については参考として令和5年度の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。令和6年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。令和7年度については、加入光ファイバはNTT東西が認可申請予定の令和7年度における料金と接続料算定上の予測収容数を基に算定し、その他の設備は令和6年度料金を横置きした上で、接続料算定上の予測収容率を基に算定した試算値。

○ 本研究会の第八次報告書においては、

第3章 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証） 1. 光サービス卸における卸料金の検証 （3）考え方

本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せられており、

- ・ どのようなスパンのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
- ・ 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、

等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。

後述する点も含め、現時点では本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないと考えられるが、この点の説明が不十分である場合、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。

第4章 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化） 2. 固定通信分野 （4）考え方

卸先事業者からは、卸料金の値下げはあったものの制度改正の効果といえるかは不明であるといった意見や、課題として、更なる競争の促進のためには総務省による営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象への追加（少なくとも営業費に係る情報等）が必要という声や、特定卸電気通信役務の範囲に関する意見が複数あった。また、NTT東日本・西日本には卸料金を下げるインセンティブが無いとして、卸料金のキャリアブレード化を含めた規律の強化が必要との意見もあった。

制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言えないのが現状といえる。ただし、特定卸役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、本研究会の報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化の状況や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要がある。

その際、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、本研究会における確認の結果、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが適当である。

との考え方を示しているところ、今次検証結果に関して、以下の項目を中心に改めて関係事業者にヒアリングを行い、卸料金検証及び指定設備卸役務（特定卸役務）に関する規律の効果について、現状の把握及び今後の方向性の検討を深めることとしてはどうか。

ヒアリング事項（案）

卸料金検証について

（1）「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。（これまでの議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、第八次報告書を踏まえた検証が行われているか等）

また、NTT東日本・西日本から追加的に開示された情報等は、適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか。透明性の確保に寄与していない場合、どのような情報の開示が必要と考えるか。

特定卸役務に関する規律について

（2） 卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況はどうか。

（3） 第八次報告書とりまとめ以降、卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む）の進展状況はどうか。

（4） 第八次報告書とりまとめ時には営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象の追加が必要との意見があったが、事業者間協議の円滑化等の進展状況を踏まえ、追加的な措置の検討が必要と考える場合は、具体的にどのような措置が考えられるか。

■前回の検証結果の報告に係る関係事業者等の主な意見について

(研究会における事業者からの意見)

- 引き続き、卸協議の適正性や運用の改善について協議を進めていくとともに、多くの加盟事業者にとって光サービス卸以外の回線調達手段は容易には見いだしたい状況である中、協議の基礎となるべき本検証の内容は重要であり、追加的な説明を求めている。
- NTT東日本・西日本以外の有力な供給者も存在せず、競争も成立していない状況で、現在の仕組みにもはや意味はなく、卸役務に対する規律・検証の方向性を根本的に見直す時期。接続と同等レベルで規制・検証がなされるべきであり、卸料金のキャリアズレート化を実現すべき。そのような厳正な対応を早急に実施すべきと考えるが、現実的でないのであれば、直近で必須の対応として、卸検証において定量的な説明をロジカルに行うべき。
- 一般的には、卸料金（小売料金）と接続料では算定方法や投資回収リスクの観点において相違がある。卸料金では、サービス開始時は事業者が設定する投資回収期間の中での想定累計コストを想定累計需要で回収可能な料金設定を行い、需要・コストが想定と乖離する場合、投資未回収リスクがあるが、一定期間経過後は、実コスト・需要との比較や市場環境も踏まえ単価を見直していくもの。接続料（実績原価方式）は、当該年度における実コスト及び実需要から算定され、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方が投資リスクを負担している。（一方で、）光サービス卸は、NTT東日本・西日本に価格支配力や市場価格の決定力があり、かつ接続との代替性が不十分であることから、一般的な卸役務とは異なり、卸料金の透明性や適正性が一層求められる。

(研究会における構成員からの意見)

- 接続料と卸料金がリンクしていないという点で、（NTT東日本・西日本の）過去の説明によれば、単年度でなく複数年度で見ればもう少しリンクすることだったが、今回の検証結果を見たところそうでもないという認識を持った。接続料のトレンドとも必ずしも一致せず、代替性はそれほど強くないと思う。ワニの口までは言わないまでも開いていて、より相関していない。
- 「（接続料の）短期的な増減をリニアに卸料金に反映させることは困難」とのNTT東日本・西日本の説明がそのとおりならそれで結構だが、卸先事業者等の意見は、接続料の変動を卸料金に反映できないなら、他の様々なコストの要因の説明が不十分で、結果的に予見性が不十分であるから、その説明をすべきというものだった。今回求められているのは、より丁寧な説明や情報開示であり、こういった説明の流れの中では、適当な要望だと思う。
- 設備投資の回収リスクに配慮しなければならないという（NTT東日本・西日本の）説明だが、設備投資の多くが接続に関する投資であれば、接続料で回収されるはずであり、利用者料金や卸料金についての説明は、また別にあるべき。接続料が上がっていくとしても、突然需要がなくなることはないのだから、基本的に接続料で年々回収する形になっている。あるいは、卸料金が利用者料金マイナス販促費等で設定されていると見れば、利用者料金はそれなりに利益を出すものであり、取り漏れのリスクはそんなに大きくないようにも思う。それほど大きなリスクがあるのか少し疑問だ。

(本研究会第八次報告書（案）に対する意見募集（意見募集期間：令和6年6月29日～7月29日）における事業者からの意見)

- 光サービス卸では、卸料金と接続料との一定の連動性が確保されるべきであり、卸料金と接続料相当額の乖離が拡大しないよう、総務省において引き続き監視、法令整備等により低廉化が進むことに期待。
- NTT東日本・西日本から接続事業者が理解・納得する合理的な説明がなされていないことが課題。今後の協議の在り方につき総務省における検討を要望。
- 検証の目的である「適正な交渉を促進するための透明性確保」に資する効果は限定的であり、本研究会での定量的な説明がロジカルに行われ、卸検証が適切に行われることが必要。

(参考)光サービス卸の検証に係る状況について

■これまでの検証結果の報告に係る関係事業者等の意見について

- 本研究会第七次報告書において、第79回会合（令和5年12月19日）の検証結果に関して次のとおり構成員から意見があった。
 - ・費用要素の一つひとつはコスト要因として理解できるが、定性的な説明であり、定量的なデータで検証しないと中身は理解できない。
 - ・単年度ではコストと卸料金がリンクしていないという説明だと思うが、その場合、予見性を高めるために、移動通信分野（におけるデータ接続料の将来原価方式による算定）でなされているように、1年後、2年後、3年後にこうなり得るということを出していただくなど、何か新しい工夫が必要となる可能性がある。
 - ・NTT東日本とNTT西日本で市場環境が異なる、接続料相当額も異なるのであれば、東西で卸料金が同一であることにより、コストベースから離れてしまう。NTT東日本・西日本それぞれコストベースで卸料金を決めているわけではないと理解するが、やはり接続との代替性についてはもう少し議論が必要。
 - ・卸料金と接続料相当額の乖離については、「ワニの口」と揶揄されてきたが、今回、固定費と変動費の関係を示していたことで、（卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、）リスクをとった卸元事業者の利益が卸先事業者に移転してしまうことは明確になったと思っている。その上で、卸料金と接続料相当額の差額の適正な水準については検証を検討しても良いのではないか。
- また、本研究会第七次報告書（案）に対する意見募集（意見募集期間：令和5年7月1日～7月31日）において、関係事業者・事業者団体より次のような意見があった。
 - ・検証結果について、卸料金の透明性の担保のため、より詳細な説明が必要。NTT東日本とNTT西日本で接続料相当額が異なるのに卸料金が同額であること、接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われないことに関して、詳細な説明を要望。
 - ・卸料金の透明性・公平性について検証するため、NTT東日本・西日本には情報提示や十分な説明をお願いしたい。
 - ・NGNのISP接続に係るNTT東日本・西日本との協議については、長く中断された状況にあり、協議の再開に向けて、総務省の支援を要望。
 - ・次回の検証においては、接続による代替性を高める具体的な措置の状況、卸料金の内容の合理性・適切性について卸先事業者の理解が十分得られているか否かも評価の対象として加えることを要望。
 - ・第六次報告書案に対する意見募集でも、NTT東日本・西日本がより一層丁寧を行うことが適当との考え方が示されているが、今回の検証でも十分な説明はなく、卸料金と接続料の一定の連動性が見られないことについても、説明が妥当との結論には至っていない。総務省においては、第六次報告書で示された考え方が反映されていないのであれば、例えば、卸料金の改定と合わせて、卸料金と接続料相当額の差分で回収する費用の比率等を示す等の更なる措置や検証方法の改善等について、必要な措置の検討に着手すべき。
 - ・検証においては、NTT東日本・西日本を含む自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分な考慮が必要。
- 本研究会第六次報告書において、第52回会合（令和4年1月31日）の検証結果に関して次のとおり構成員から意見があった。
 - ・卸料金とコストがリニアに増減しないとするなら、何をもって「卸料金と接続料相当額の差額は妥当」と判断しているのか。昨年の検証においては、接続料相当額と卸料金の推移が近似しているため差額は妥当と主張していたが、昨年と今回とで説明が変わったようにも思える。
 - ・コロナ禍で上場企業の利益率が全体的に低減した影響で自己資本利益率が低下したことにより、接続料が低下しているが、卸料金の原価にあたる接続料相当額もそれと並行して下がっていてもおかしくない。
 これに対して、NTT東日本・西日本からは報告内容と同様、卸料金については、接続料相当額や営業コスト以外にも、需要動向や競争状況といった様々な要素も勘案して決定すべき旨の説明があった。
- また、本研究会第六次報告書（案）に対する意見募集（意見募集期間：令和4年7月1日～8月1日）において、関係事業者・事業者団体より次のような意見があった。
 - ・NTT東西より報告された光サービス卸の検証結果は十分な内容とはなっておらず、卸料金の透明性の担保のため、接続料相当額と卸料金の連動性等についてもより詳細な説明を要望。
 - ・卸料金とコストがリニアに連動せず、実際には競争状況、市場価格などを考慮して決定されていることは、卸料金の妥当性の評価を難しくしていると考えられる。
 - ・そもその問題は、接続による代替性が不十分なことが発端で、ガイドラインに基づく検証とあわせて、接続による利用を可能にしていくことが必要。
 - ・卸料金に含まれる「卸料金」と「接続料相当額」の差分の費用項目には、すべての卸先事業者が負担する卸料金で回収すべきではない項目が含まれており、NTT東西が卸料金と接続料相当額の差分について妥当とした自己評価は疑義が生じる。令和2年度の加入光ファイバに係る接続料は、平成29年度と比較して引下げが行われており、他の要素があったにしても当期間におけるコストの変動と卸料金の関係をNTT東西において適当と自己評価したことについても疑義が生じる。
 - ・検証により一定の透明性の担保に寄与したという考えには賛同。卸料金の引下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向が続くと考えられるため、NTT東西における検証をさらに透明性を高めて継続的に実施し、卸料金と接続料相当額が適正な関係になるよう追加的な施策の検討を要望。
 - ・卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われているが、光サービス卸については、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要であると考え。この点、自らリスクを取って設備投資を行っている自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考える。
 - ・卸料金は接続料に比較し数パーセントの下げ幅にとどまっており、今後本研究会にて卸料金の妥当性が適切に検証されるよう要望。また監督官庁の指摘が無ければ見直しが行われなかったことを鑑みれば、接続料の引き下げに関する一定の規律も必要な時期が来ていると考える。

■これまでの検証結果の報告に係る関係事業者等の意見について

- 本研究会第五次報告書において、第42回会合（令和3年2月24日）の検証結果に関して次のとおり構成員から意見があった。
 - ・「その他の検証」で、費用項目が、詳細に出ており良いこと。通常物流における卸と小売の間でも、最近ではこのようなメニュープライシングのような形で交渉することが行われているので、非常に重要。
 - ・時系列検証において、2020年度の接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対して、卸料金が変わっておらずリンクが取れていない。卸と小売料金、卸と接続のリンクが思ったほどうまくいっておらず、接続料が下がっているのに卸料金が高止まりしており、リンクしていないとすれば、この代替性があまりないと言える。
 - これに対して、NTT東日本・西日本からは、卸役務に特化した要素があるので接続料が下がったことが必ずしも卸料金に反映されるわけではない旨及び卸料金の値下げを検討していきたい旨の説明があった。さらに、第44回会合で示された、構成員からの追加質問への回答において、NTT東日本・西日本から、2021年7月に卸料金の値下げを実施する旨についても説明が行われた。
- また、本研究会第五次報告書（案）に対する意見募集（意見募集期間：令和3年7月2日～8月2日）において、関係事業者・事業者団体より次のような意見があった。
 - ・光サービス卸の原価となるNTT東西の接続料について、当社試算では光サービス卸の提供開始時に比べ、卸料金と接続料の差額は拡大傾向である。接続料が下がった年度でも卸料金の値下げは必ずしも行われておらず、卸料金については接続料に連動して毎年見直すべきと考える。
 - ・光サービス卸が開始された2015年以降、毎年値下げが行われる接続料に対して、卸料金の値下げはその対象や回数、金額において必ずしも連動しておらず、光サービス卸の卸料金については、接続料との一定の連動性が確保されるべきものであり、今後も検証により値下げが実施されることを期待。
 - ・卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われているが、光サービス卸については、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要。
 - ・自らリスクを取って設備投資を行っているNTT東西も含めた自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮することが必要。
 - ・卸のコストについて更なる精査、明確化が必要。特に、接続料で明確化されたそれぞれのコンポーネントごとに、卸に特化したコストについて明確化が必要。
 - ・卸料金と接続料は一概には比較できないものの、接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対し卸料金の下げ幅は比較的小さいものであることから、値下げ規模がもう少しリンクされてよいものと考え。
 - ・研究会において、コストの内訳を開示し、NTTのコスト低減に向けた取り組みを把握した上で精査すべき。
 - ・卸サービスが過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが検証できるようにすべき。

■代替性「不十分」の背景について

- 本研究会第四次報告書（令和2年9月25日）においては、光サービス卸について、接続による代替性が「不十分」とであると評価する背景について、次のとおり整理している。

ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、接続料は設備単位（8収容可能な芯線単位）で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。

関連する接続機能として、アクセス部分のみを設備単位で利用する機能（光信号主端末回線伝送機能等）が存在し、同機能は、NGNに相当するコアネットワークを自ら用意した一部の事業者において利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザに提供することが可能である。

卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があり、接続料と卸料金の推移を踏まえると、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。

(※) その他接続による代替について考慮すべき事由は、現時点ではない。

- その上で、

- ・ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
- ・ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAが進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当

と指摘している。

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する**情報を総務大臣に届け出る義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の**交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備**として、

- **特定卸役務**（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）**を提供する義務**、
- 特定卸役務に関する**協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

指定設備卸役務

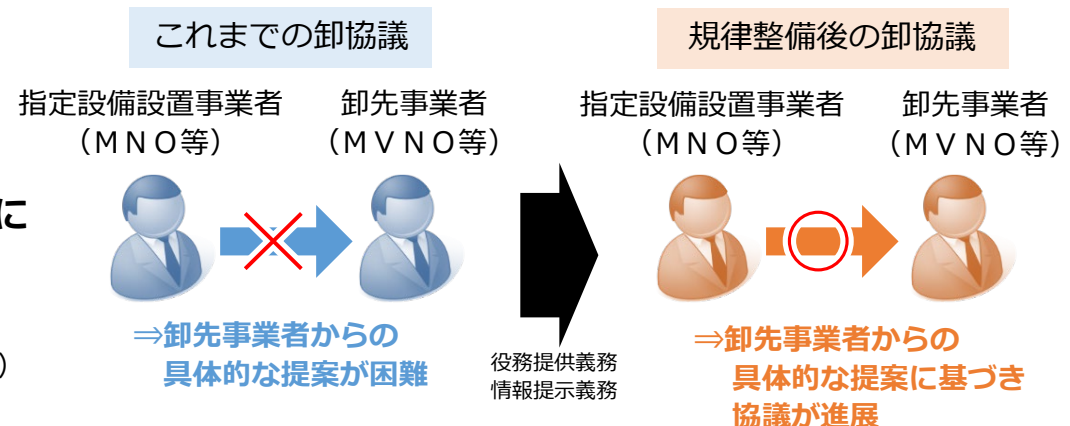
※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- **総務大臣への届出義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

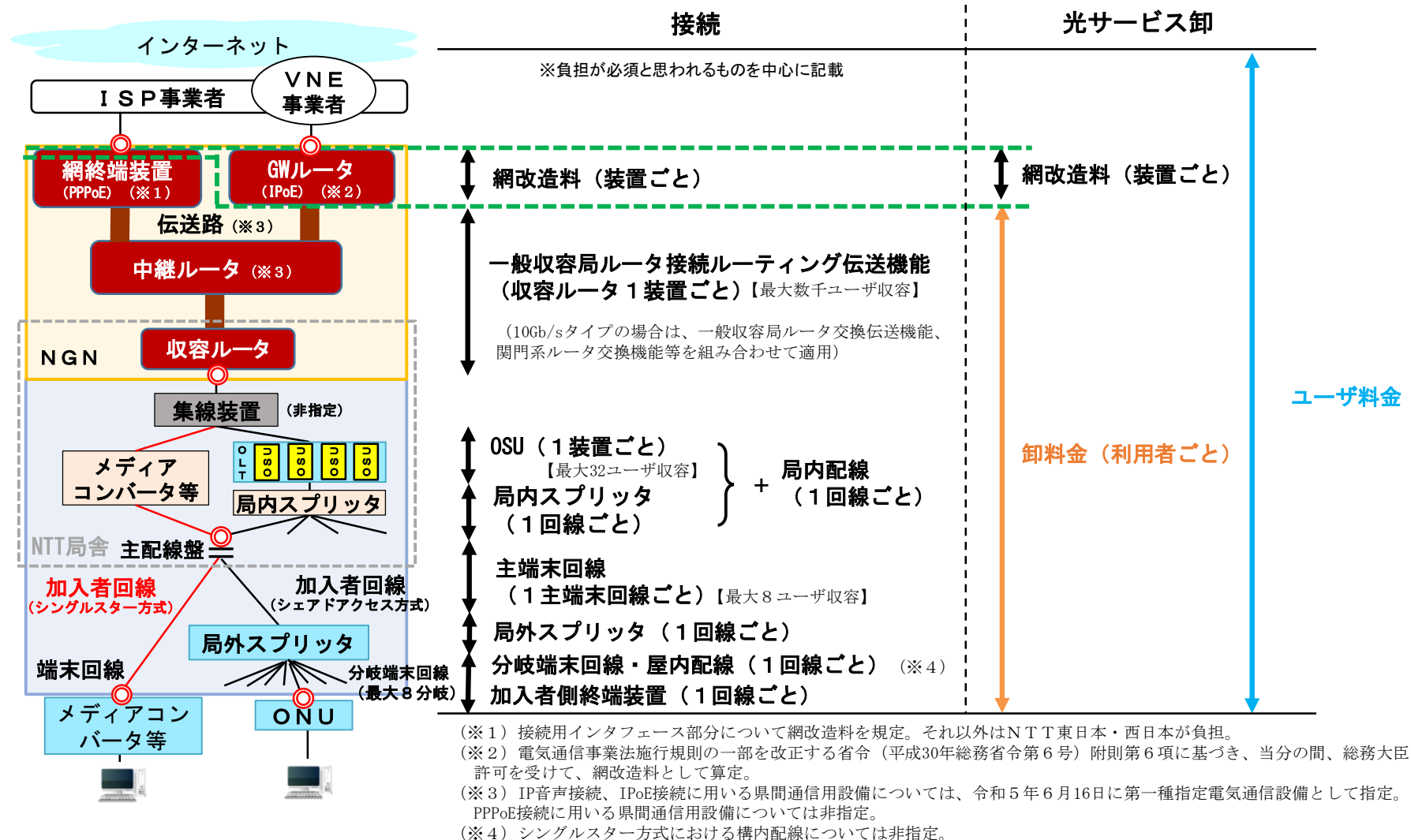
特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）

- **役務を提供する義務**
【特定卸役務の範囲】
 - ・ 携帯電話サービス（4G、5G）
 - ・ 全国BWA
 - ・ FTTHアクセスサービス 等
- **協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**
【提示する情報】
 - ・ 接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
 - ・ 卸料金と接続料相当額の差額の用途

<卸協議の適正化イメージ>



- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、F T T Hアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ1装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1主端末回線ごと（最大8ユーザ収容）に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。



加入光ファイバの接続料の推移

令和6年1月23日（火）情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第140回）
東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の改定の認可（令和6年度の接続料の改定等）について（諮問第3176号）資料より

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和5年度の接続料の改定**（令和5年5月26日諮問、7月31日答申・認可）**において、令和5年度から令和7年度までの3年間について年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価方式）**により算定され、認可済み。**
- 今回、当該認可済接続料について、3条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和4年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和6年度の適用接続料は、認可済接続料から+31円～+43円程度上昇。**

